

公園樹の安全対策事業について

事業目的

(背景)

昭和40年代以降、積極的に量的拡大を図ってきた公園樹は、大きく育ち自然のみどりに恵まれなかった本市の貴重な緑となっている。

一方で、長年の管理のなかで樹勢が衰えてきたものや、植栽場所によっては民地への越境、公園施設の損壊など公園内外の安全に支障を来す恐れのあるものが発生している。

また、平成30年の台風21号では健全な公園樹でさえ、暴風による倒木で公園隣接地の家屋や車両等の毀損など市民の財産にも被害が発生した。

(目的)

樹木の健全な育成を図りつつ、都市公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保するため、公園樹の撤去・更新を行う。



台風21号による倒木被害

撤去対象樹木および復旧方針

(1) 撤去対象樹木の考え方

撤去対象樹木は、①樹木の健全度、②樹種、③植栽環境等を総合的に判断して決定する。

①樹木の健全度

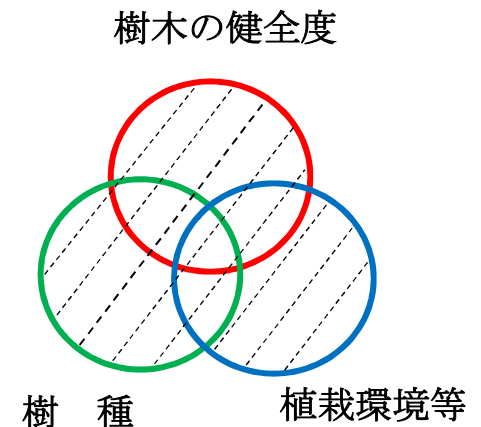
枯れや腐朽など生育状態に支障がある樹木 等

②樹種

倒木しやすい樹種（ヒマラヤスギ等） 等

③植栽環境等

植栽密度・間隔の影響を受け健全な生育が見込めない樹木
現状もしくは将来的に施設を損壊するおそれのある樹木 等



①腐朽の進行による
腐朽部の露出



②倒木しやすい樹種
(ヒマラヤスギ)



③根により擁壁が押されている状況
(将来的に損壊するおそれあり)

撤去対象樹木および復旧方針

(2) 樹木復旧の考え方

対象樹木の撤去後は、樹木の健全な成長を促す空間を確保しつつ、必要に応じて成長の緩やかな樹木や低木等へ転換する。

【植栽場所及び樹種選定の考え方】

○復旧は、植栽密度、公民境界、公園施設との離隔などを考慮し、将来にわたり健全な生育に必要なスペース（地下空間を含む）が確保できる場所に行く。

○外周部や入口部周辺など見通しの確保が必要な場所など安全・安心の確保に支障を来す恐れのある場所には植栽しない。

○樹種選定等にあたっては、可能な限り地域の声の反映に努める。

事業計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
対象樹木	約100本	約3,000本※1	約3,000本※1	約6,000本
予定事業費	43百万円※2	792百万円	792百万円	1,627百万円

※1 本数については現在、精査中

※2 樹木調査費（150百万円）除く

スケジュール

- 令和3年2月～3月 対象樹木建設局（案）の作成
- 令和3年5月～7月 区長、地域活動協議会等、公園愛護会等への実施内容説明（撤去対象樹木がある公園）
- 令和3年7月～令和4年3月 工事実施【令和3年度】
- 令和4年5月～7月 区長、地域活動協議会等、公園愛護会等への実施内容説明（撤去対象樹木がある公園）
- 令和4年7月～令和5年3月 工事実施【令和4年度】